○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市錦町宇佐郷字高畑四二六、四二八、四二九、四三一、四三二の一、四三二の二、四三三、四四一、四四四、字岩角四九六、字田代一八九四、一八九五、一八九七、一八九八の二、一八九九の二、一八九九の三、美川町南桑字足谷三七〇六の一、三七〇八、四四九九の一、字森ケ浴三七一〇、三七一五、三七二四の一、三七二四の二、三七二六、三七二七、四四九九の二、四五三二の一、四五三七、四五三八、四五四〇の一から四五四〇の三まで、四五四三の一、四五四三の二、字新の地三七一四、四六二九から四六三三まで、四六三四の一、四六三九の一、四六三九の二、四六四〇、四六四二、四六四四、四六四七、四六四八、字本浴三七三一から三七三三まで、三七三九、字西ケ浴三八四三、字薮ケ迫三八五八、三八五九、三八六二、字森ケ浴四五二七、四五二九、四五三〇の一、字西ケ浴四六二六、四六二八の一、四六二八の二、字薮ケ迫四六四九の一、四六四九の二、四六五〇から四六五二まで、四六五五、四六五八、四六七七、四六七八、字下も谷四六八〇、四六九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、択伐による。

字高畑四二八・四三一・四三二の一・四三三・字岩角四九六・字田代一八九四・一八九五・一八九七・一八九八の二・一八九九の二・一八九九の三・字足谷三七〇六の一・字新の地四六四七（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　山口県山口市徳地三谷字五郎谷一一〇二、一一〇三、一一〇五から一一〇九まで、二三八七、二三九二の一、字台一一一〇第一、字桂ケ浴一一一一、一一一三、字堤ケ浴一一一四の一、字木美尻一一一五の一、一一一五の二

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字五郎谷一一〇二・一一〇六・一一〇八・一一〇九・二三九二の一・字台一一一〇第一・字木美尻一一一五の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字大背字火尾ノ谷一四六四、大字西野字金山陰七〇〇、一一七五から一一八六まで、字上ノ山一一六八から一一七四まで、字小横山一一八七、一一八八、一一九〇から一一九四まで、一一九四の一、一一九五から一二〇一まで、字大横山一二〇二から一二〇四まで、一二二七の一、一二三〇、一二三〇の一、一二三〇の二、一二三一、一二三二、字野々本山一二三四、一二三五、字金山東平一二七一から一二七四まで、一二七五の二から一二七五の一一まで、一二七六、一二七七、一二七七の一、字尾見谷一二七八、一二九六、一二九八、字中尾一二九九から一三〇一まで、一三〇二の一から一三〇二の三まで、一三〇四から一三一六まで、字漆谷一三二六、字東山ソラ一三九一から一三九三まで、一三九三の一、一三九四から一三九六まで、一四〇一から一四〇三まで、一四〇四の一、一四〇四の二、一四〇五の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町明高字日氏向二九一、字アイコク三一五、字ダル原三一六、三一八、字堂ノ上ヘ三二七、字ヒナバヤシ三六六

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町松河原字臼井一七五八から一七六二まで、字ヒイガ谷一八六一の一、字宮谷一八二三、関金町安歩字割谷一五の二、一五の一八、関金町関金宿字城山平一三六九の二から一三六九の四まで、字湯ノ奥一三七八、一三七九の一、一三七九の二、一三八〇から一三八二まで、一三八三の一、一三八三の二、一三八四から一三八七まで、一三九〇